

# 橋本市空き家移住応援補助金のよくあるご質問

## 【取得の場合】

**Q：いつから申請できるの？**

A：住民日（住定日）から3ヶ月たった日から申請できます。

**Q：令和3年に橋本市へ引っ越してきたんだけど、補助金もらえる？**

A：令和4年4月1日以降に、空き家を取得している場合は対象になります。また橋本市に転入して2年を経過していないことが必要です。

**Q：市税を完納していることってあるけど、働いていないから課税されていないんだけど？**

A：課税がない方については、非課税であることを証明する書類（非課税証明書など）が必要です。  
※注意 課税がある方は、完納証明書等の「滞納がないとわかる証明書」等が必要です。

**Q：書類はどこでそろえるの？**

A：和歌山地方法務局橋本支局や転入前の市町村で揃えていただく書類がございます。

※ご不明な点がある場合は、書類を揃える前にシティプロモーション課交流定住係までご相談ください。

**Q：前の市町村で転出届を出したときに、住民票の除票や完納証明書などの添付書類を発行してもらっても問題はない？**

A：いいえ。申請日時点で1ヶ月以内に発行された書類（除票を除く）を添付していただく必要があります。申請をしていただけるのが、取得したお家に住民登録をしてから3ヶ月後ですので、申請に来られる日が近づいてから書類の準備をお願いします。また、橋本市の住民票については、住民となった日から3ヶ月以上経過したものを取得してください。

**Q：橋本市に引っ越しを検討中ですが、新築物件の購入でも補助金はもらえますか？**

A：はい。新築の場合は、「転入夫婦新築住宅取得補助金」がありますので、下記URLでご確認ください。



<http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/keizaisuisinbu/citysales/teijyu/hashimotogurasi/1425625170931.html>

**Q：いつの時点で40歳未満であれば良いのですか？**

A：申請日時点でご夫婦のいずれかが40歳未満である必要があります。申請していただけるのが、取得したお家に住民登録してから、3ヶ月経過してからとなりますので、ご注意ください。

※ご不明な点は橋本市経済推進部シティプロモーション課交流定住係までご相談ください。

☎ 0736-33-6106